

石川県公報

平成27年3月31日(火曜日)

号 外

(第30号)

目 次

訓 令
○石川県処務規程の一部改正

(行政経営課) 1

訓 令

石川県訓令第13号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県処務規程(昭和33年石川県訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第20条第2項及び第3項中「田舎田舎田舎田舎」を「田舎田舎田舎」に改める。

第71条第4項中「田舎田舎田舎」を「田舎田舎」に改める。

別表第1第2号の表税務課長専決事項の欄中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同表総務部長専決事項の市町支援課の欄第1号3中「第114条第1項、第3項、第5項及び第6項」を「第114条第1項及び第3項」に改め、同表市町支援課長専決事項の欄第1号2中「第115条の1」を「第115条の1の1」に改め、同表企画振興部長専決事項の地域振興課の欄第1号1中「第6条第1項」を「第6条第4項」に改め、同号2中「並びに」の下に「同条第4項の規定による当該計画の」を加え、同欄第2号1中「並びに国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「及び主務大臣」に改め、同表県民文化局長専決事項の県民生活課の欄第1号中32を34とし、31を33とし、30を32とし、29を31とし、28を30とし、27を29とし、26を28とし、25を27とし、24を26とし、23を25とし、22を24とし、21を23とし、20を22とし、19を21とし、18を20とし、17を19とし、16を18とし、15を17とし、14を16とし、13を15とし、12を14とし、14の前に次のように加える。

13 第五十条の十四ただし書の規定による資産運用の方法等の承認

別表第1第2号の表県民文化局長専決事項の県民生活課の欄第1号中11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。

7 第五十条の四ただし書の規定による共済事業に係る経理の他の経理への資金運用等の承認

別表第1第2号の表県民文化局長専決事項の県民生活課の欄第2号1中「第七条」を「第四条第1項」に、「指示」を「資料の提出要求」に改め、同号2中「第八条第1項」を「第六条」に、「内閣総理大臣に対する措置請求」を「措置命令」に改め、同号3中「第九条第1項」を「第九条第1項」に改め、同表健康福祉部長専決事項の厚生政策課の欄第1号中18を19とし、17を18とし、16を17とし、15を16とし、14を15とし、13を14とし、12を13とし、11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 第十九条第1項の規定による養成機関又は講習会の指定

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の厚生政策課の欄に次の1号を加える。

六 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)

1 第十条の規定による生活困窮者就労訓練事業の認定又は認定の取消

別表第1第2号の表厚生政策課長専決事項の欄第5号中1を2とし、2の前に次のように加える。

1 第一条第2項の規定による国債の譲渡に係る証明

別表第1第2号の表厚生政策課長専決事項の欄第6号中1を2とし、2の前に次のように加える。

- 1 第一条第二項の規定による国債の譲渡に係る証明

別表第1第2号の表厚生政策課長専決事項の欄第7号中1を2とし、2の前に次のように加える。

- 1 第一条第二項の規定による国債の譲渡に係る証明

別表第1第2号の表厚生政策課長専決事項の欄第8号中1を2とし、2の前に次のように加える。

- 1 第一条第二項の規定による国債の譲渡に係る証明

別表第1第2号の表厚生政策課長専決事項の欄第10号1中「による」の下に「指定医療機関の指定、報告の徴収及び検査等」を加え、同欄第13号6中「第五十五条」を「第五十五条第一項」に改め、「あん摩マッサージ指圧師」の下に「はり師、きゆう師」を加え、「及び指定の取消し」を削り、同号6を同号7とし、同号5中「取消し」の下に「又はその指定の効力の停止」を加え、同号中5を6とし、4を5とし、3を4とし、同号2中「取消し」の下に「又はその指定の効力の停止」を加え、同号中2を3とし、1の次に次のように加える。

- 2 第四十九条の三の規定による指定医療機関の指定の有効期間の更新

別表第1第2号の表厚生政策課長専決事項の欄第13号に次のように加える。

- 8 第五十五条第二項の規定による助産師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の指定の取消し又はその指定の効力の停止

別表第1第2号の表厚生政策課長専決事項の欄第15号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同号6中「第五十五条」を「第五十五条第一項」に改め、「あん摩マッサージ指圧師」の下に「はり師、きゆう師」を加え、「及び指定の取消し」を削り、同号6を同号7とし、同号5中「取消し」の下に「又はその指定の効力の停止」を加え、同号中5を6とし、4を5とし、3を4とし、同号2中「取消し」の下に「又はその指定の効力の停止」を加え、同号中2を3とし、1の次に次のように加える。

- 2 第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第四十九条の三の規定による指定医療機関の指定の有効期間の更新

別表第1第2号の表厚生政策課長専決事項の欄第15号に次のように加える。

- 8 第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第五十五条第二項の規定による助産師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の指定の取消し又はその指定の効力の停止

別表第1第2号の表厚生政策課長専決事項の欄に次の1号を加える。

十六 生活困窮者自立支援法

- 1 第十五条第二項の規定による報告の徴収

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の長寿社会課の欄第5号中8を11とし、7を10とし、6を9とし、5を8とし、4を7とし、3を6とし、2を5とし、1を4とし、4の前に次のように加える。

- 1 第七条の規定による社会福祉士養成施設の指定
- 2 第三十九条の規定による介護福祉士養成施設の指定
- 3 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項の規定による介護福祉士養成施設の指定

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の障害保健福祉課の欄第2号中2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

- 1 第十二条第五号の規定による養成施設の指定

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の障害保健福祉課の欄中第9号を第12号とし、第8号の次に次の3号を加える。

九 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）

- 1 第十四条第五号の規定による養成施設の指定

十 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）

- 1 第七条第二号及び第三号の規定による養成施設等の指定

十一 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）

- 1 第四条第一項の規定による変更の承認
- 2 第八条第二項の規定による指示
- 3 第九条の規定による指定の取消し

別表第1第2号の表障害福祉課長専決事項の欄中第13号を第14号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

- 九 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則
 - 1 第四条第二項の規定による変更の届出の受理
 - 2 第七条の規定による報告の受理
 - 3 第八条第一項の規定による報告の徴収

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の医療対策課の欄第3号に次のように加える。

- 2 第十九条第二号の規定による保健師養成所の指定
- 3 第二十条第二号の規定による助産師養成所の指定
- 4 第二十一条第三号の規定による看護師養成所の指定
- 5 第二十二条第二号の規定による准看護師養成所の指定

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の医療対策課の欄中第5号を第16号とし、第4号を第15号とし、第3号の次に次の11号を加える。

- 四 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)
 - 1 第二十条第一号の規定による診療放射線技師養成所の指定
- 五 臨床検査技師等に関する法律(昭和二十二年法律第七十六号)
 - 1 第十五条第一号の規定による臨床検査技師養成所の指定
- 六 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)
 - 1 第十一条第一号及び第二号の規定による理学療法士養成施設の指定
 - 2 第十二条第一号及び第二号の規定による作業療法士養成施設の指定
- 七 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)
 - 1 第十四条第一号及び第二号の規定による視能訓練士養成所の指定
- 八 言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)
 - 1 第三十二条第一号から第三号まで及び第五号の規定による言語聴覚士養成所の指定
- 九 臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)
 - 1 第十四条第一号から第三号までの規定による臨床工学技士養成所の指定
- 十 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)
 - 1 第十四条各号(第四号を除く。)の規定による義肢装具士養成所の指定
- 十一 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)
 - 1 第十二条第二号の規定による歯科衛生士養成所の指定
- 十二 歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)
 - 1 第十四条第二号の規定による歯科技工士養成所の指定
- 十三 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)
 - 1 第二条第一項第二号の規定による養成施設の認定
- 十四 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)
 - 1 第十二条第一項の規定による柔道整復師養成施設の指定

別表第1第2号の表医療対策課長専決事項の欄中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 五 歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)
 - 1 第二十六条第一項第四号の規定による広告の制限に関する許可

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の医療対策課の欄及び医療対策課長専決事項の欄の次に次のように加える。

健康福祉部長専決事項	地域医療推進室長専決事項
1 救急救命士法(平成三年法律第三十六号) <ul style="list-style-type: none"> 1 第三十四条第一号、第二号及び第四号の規定による救急救命士養成所の指定 	

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の健康推進課の欄第6号中1を2とし、2の前に次のように加える。

1 第三条第一号の規定による調理師養成施設の指定

別表第1第2号の健康推進課知事学事課の健康推進課の欄第7号1を次のように改める。

1 第一条の二の規定による指定養成施設の内容変更の承認

別表第1第2号の健康推進課知事学事課の健康推進課の欄第7号の次に次の4号を加える。

八 調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)

1 第十一条の規定による指定養成施設の指定の取消

九 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)

1 第六条第一項及び第三項の規定による指示(健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものに限る。)

2 第六条第五項及び第八項の規定による命令(健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものに限る。)

3 第七条の規定による公表(健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものに限る。)

十 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)

1 第二十一条第一項の規定による報告若しくは物件の提出等の命令又は質問若しくは検査

2 第二十一条第四項の規定による特定医療費の支払の差し止め

3 第二十二条第一項の規定による指定医療機関に対する勧告

4 第二十二条第二項の規定による勧告に従わなかつた旨の公表

5 第二十二条第三項の規定による勧告に係る措置の命令

6 第二十二条第四項の規定による命令をした旨の公示

7 第二十二条の規定による指定医療機関の指定の取消し又はその指定の効力の停止

十一 児童福祉法(健康推進課の所管に属する事項に限る。)

1 第十九条の十六第一項の規定による報告若しくは物件の提出等の命令又は質問若しくは検査

2 第十九条の十六第四項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支払の差し止め

3 第十九条の十七第一項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関に対する勧告

4 第十九条の十七第二項の規定による勧告に従わなかつた旨の公表

5 第十九条の十七第三項の規定による勧告に係る措置の命令

6 第十九条の十七第四項の規定による命令をした旨の公示

7 第十九条の十八の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又はその指定の効力の停止

別表第1第2号の健康推進課知事学事課の欄第9号中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加え、同号を同欄第12号とする。

2 第十二条第一項及び第三項の規定による指定医療機関の指定及び指定の取消し

別表第1第2号の健康推進課知事学事課の欄第12号の前に次の2号を加える。

十 難病の患者に対する医療等に関する法律

1 第五条第一項の規定による指定医療機関の指定

2 第五条第一項の規定による特定医療費の支給

3 第六条第一項の規定による指定医の指定

4 第七条第一項の規定による特定医療費の支給認定

5 第七条第二項の規定による審査会への審査の申出

6 第七条第四項の規定による医療受給者証の交付

7 第十条第二項の規定による特定医療費の支給認定の変更の認定

8 第十一条第一項の規定による特定医療費の支給認定の取消し

9 第十五条第一項の規定による指定医療機関の指定の更新

10 第十九条の規定による変更の届出の受理

11 第二十四条の規定による指定医療機関の指定をしたとき等の公示

12 第二十五条第一項の規定による特定医療費の額の決定

13 第二十五条第三項の規定による審査機関の意見の聴取

14 第二十五条第四項の規定による特定医療費の支払に関する事務の委託

15 第二十四条の規定による費用等の徴収

- 16 第三十五条第一項の規定による指定難病の患者等に対する報告若しくは物件の提出等の命令又は質問
 - 17 第三十七条の規定による官公署に対する文書の閲覧若しくは資料の提出の要求又は報告の徴収
 - 十一 児童福祉法（健康推進課の所管に属する事項に限る。）
 - 1 第六条の二第二項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定
 - 2 第十九条の二第一項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給
 - 3 第十九条の二第二項の規定による指定医の指定
 - 4 第十九条の三第三項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給認定
 - 5 第十九条の三第四項の規定による審査会への審査の申出
 - 6 第十九条の三第七項の規定による医療受給者証の交付
 - 7 第十九条の五第二項の規定による医療費支給認定の変更
 - 8 第十九条の六第一項の規定による医療費支給認定の取消し
 - 9 第十九条の十第一項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新
 - 10 第十九条の十四の規定による変更の届出の受理
 - 11 第十九条の十九の規定による小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたとき等の公示
 - 12 第十九条の二十第一項の規定による小児慢性特定疾病医療費の額の決定
 - 13 第十九条の二十第三項の規定による審査機関の意見の聴取
 - 14 第十九条の二十第四項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支払に関する事務の委託
 - 15 第五十七条の二の規定による費用等の徴収
 - 16 第五十七条の三第二項の規定による小児慢性特定疾病児童等の保護者等に対する報告若しくは物件の提出等の命令又は質問
 - 17 第五十七条の四第二項の規定による官公署に対する文書の閲覧若しくは資料の提出の要求又は報告の徴収
- 別表第1第2号の表欄第1号欄の欄第8号を並び、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を定める。

六 調理師法施行令

- 1 第一条の三の規定による指定養成施設の入所者の数及び卒業者の数の届出の受理
- 2 第一条の四の規定による指定養成施設の名称等の変更又は廃止の届出の受理

七 調理師法施行規則

- 1 第十条の規定による指定養成施設に対する報告の徴収及び指示
- 2 附則第三項第七号の規定による学力の設定

別表第1第2号の表欄第1号欄の欄第8号を並び、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を定める。

別表第1第2号の表欄第1号欄の欄第8号を並び、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を定める。

- 11 第七十六条の規定による医薬品等の製造販売業若しくは製造業（いずれも薬局製造販売医薬品に係るものを除く。）、医療機器等の製造販売業、医薬品の販売業（配置販売業及び金沢市の区域内に係る卸売販売業に限る。）、医療機器の修理業又は再生医療等製品の製造販売業若しくは販売業（金沢市の区域内に係るものに限る。）の許可の更新を拒否する場合の手續

別表第1第2号の表欄第1号欄の欄第8号を並び、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を定める。

- 一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）
 - 1 第八十条第一項第四号の規定により知事が行うこととされた薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下この号において「法」という。）第七十二条の四の規定による業務の運営の改善命令等
 - 2 第八十条第一項第四号の規定により知事が行うこととされた薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係る法第七十二条の規定による医薬品等総括製造販売責任者等の変更命令

- 3 第八十条第一項第四号の規定により知事が行うこととされた薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係る法第七十四条の二の規定による医薬品の承認の取消し等
- 4 第八十条第一項第四号の規定により知事が行うこととされた薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係る法第七十五条の規定による許可の取消し又は業務の停止命令
- 5 第八十条第二項第二号の規定により知事が行うこととされた医薬品等の製造販売業者に係る法第七十二条第一項及び第二項の規定による医薬品等の品質管理等の方法の改善命令等
- 6 第八十条第二項第二号の規定により知事が行うこととされた医薬品等の製造販売業者に係る法第七十二条の四の規定による業務の運営の改善命令等
- 7 第八十条第二項第二号の規定により知事が行うこととされた医薬品等の製造販売業者に係る法第七十三条の規定による医薬品等総括製造販売責任者等の変更命令
- 8 第八十条第二項第二号の規定により知事が行うこととされた医薬品等の製造販売業者に係る法第七十五条第一項の規定による許可の取消し又は業務の停止命令
- 9 第八十条第二項第四号の規定により知事が行うこととされた医薬品等の製造業者に係る法第七十二条第二項の規定による医薬品等の製造管理等の方法の改善命令等
- 10 第八十条第二項第四号の規定により知事が行うこととされた医薬品等の製造業者に係る法第七十二条の四の規定による業務の運営の改善命令等
- 11 第八十条第二項第四号の規定により知事が行うこととされた医薬品等の製造業者に係る法第七十三条の規定による医薬品製造管理者等の変更命令
- 12 第八十条第二項第四号の規定により知事が行うこととされた医薬品等の製造業者に係る法第七十五条第一項の規定による許可の取消し又は業務の停止命令
- 13 第八十条第二項第六号の規定により知事が行うこととされた法第七十四条の二の規定による医薬品等の製造販売の承認の取消し等
- 14 第八十条第三項第二号の規定により知事が行うこととされた医療機器等の製造販売業者に係る法第七十二条第一項及び第二項の規定による医療機器等の品質管理等の方法の改善命令等
- 15 第八十条第三項第二号の規定により知事が行うこととされた医療機器等の製造販売業者に係る法第七十二条の四の規定による業務の運営の改善命令等
- 16 第八十条第三項第二号の規定により知事が行うこととされた医療機器等の製造販売業者に係る法第七十三条の規定による医療機器等総括製造販売責任者等の変更命令
- 17 第八十条第三項第二号の規定により知事が行うこととされた医療機器等の製造販売業者に係る法第七十五条第一項の規定による許可の取消し又は業務の停止命令
- 18 第八十条第三項第五号の規定により知事が行うこととされた医療機器の製造業者等に係る法第七十二条第二項の規定による医療機器等の製造管理等の方法の改善命令等
- 19 第八十条第三項第五号の規定により知事が行うこととされた医療機器の製造業者等に係る法第七十二条の四の規定による業務の運営の改善命令等
- 20 第八十条第三項第五号の規定により知事が行うこととされた医療機器の製造業者等に係る法第七十三条の規定による医療機器責任技術者等の変更命令
- 21 第八十条第三項第五号の規定により知事が行うこととされた医療機器の製造業者等に係る法第七十五条第一項及び法第七十五条の二第一項の規定による許可等の取消し又は業務の停止命令
- 22 第八十条第四項第二号の規定により知事が行うこととされた法第七十二条第一項及び第二項の規定による再生医療等製品の品質管理等の方法の改善命令等
- 23 第八十条第四項第二号の規定により知事が行うこととされた再生医療等製品の製造販売業者に係る法第七十二条の四の規定による業務の運営の改善命令等
- 24 第八十条第四項第二号の規定により知事が行うこととされた再生医療等製品の製造販売業者に係る法第七十二条の規定による再生医療等製品総括製造販売責任者等の変更命令
- 25 第八十条第四項第二号の規定により知事が行うこととされた再生医療等製品の製造販売業者に係る法第七十五条第一項の規定による許可の取消し又は業務の停止命令

別表第1第2号の表欄第1号の欄に「第24号」を、第2号の欄に「第30号」とし、第23号を第29号とし、同号の前に次の1号を加える。

二十八 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成三年政令第五十一号)

- 1 第五条の規定による登録養成施設の登録の取消し
- 2 第十七条の規定による登録講習会の登録の取消し又は業務の停止命令

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の業務衛生課の欄第22号中7を9とし、6を8とし、5を7とし、4を6とし、3を5とし、2の次に次のように加え、同号を同欄第27号とする。

- 3 第十二条第五項第三号の規定による食鳥処理衛生管理者養成施設の登録
- 4 第十二条第五項第四号の規定による講習会の登録

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の業務衛生課の欄中第21号を第26号とし、第20号を第25号とし、第19号を第24号とし、同号の前に次の1号を加える。

三十二 製菓衛生師法施行令(昭和四十一年政令第二百八十七号)

- 1 第二十三条の規定による指定養成施設の指定の取消し

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の業務衛生課の欄第18号中1を2とし、2の前に次のように加え、同号を同欄第22号とする。

- 1 第五条第一号の規定による製菓衛生師養成施設の指定

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の業務衛生課の欄中第17号を第21号とし、同号の前に次の1号を加える。

二十 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)

- 1 第九条第一項第一号の規定による食品衛生監視員の養成施設の登録
- 2 第十八条(第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録養成施設の登録の取消し
- 3 第三十条第一項の規定による登録講習会の登録の取消し又は業務の停止命令

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の業務衛生課の欄第16号中3を5とし、2を4とし、1の次に次のように加え、同号を同欄第19号とする。

- 2 第四十八条第六項第三号の規定による食品衛生管理者養成施設の登録
- 3 第四十八条第六項第四号の規定による講習会の登録

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の業務衛生課の欄中第15号を第18号とし、第14号を第17号とし、同号の前に次の3号を加える。

十四 理容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第五号)

- 1 第十三条第一項の規定による理容師養成施設の指定の取消し

十五 美容師法(昭和二十二年法律第百六十二号)

- 1 第四条第三項の規定による美容師養成施設の指定

十六 美容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第八号)

- 1 第十二条第一項の規定による美容師養成施設の指定の取消し

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の業務衛生課の欄第13号を次のように改める。

十三 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)

- 1 第三条第三項の規定による理容師養成施設の指定

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の業務衛生課の欄中第12号を削り、第11号を第12号とし、第3号から第10号並びに1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

三 石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年石川県条例第三十八号)

- 1 第九条第一項の規定による知事監視製品の指定
- 2 第十一条第一項の規定による知事監視製品の指定の解除
- 3 第十五条第一項の規定による知事指定薬物の指定
- 4 第十九条第一項及び第二項の規定による知事指定薬物の製造等の中止等の命令

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の業務衛生課の欄に次の1号を加える。

三十一 食品表示法

- 1 第六条第一項及び第三項の規定による指示(健康の保護を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものに限る。)
- 2 第六条第五項及び第八項の規定による命令(健康の保護を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものに限る。)
- 3 第七条の規定による公表(健康の保護を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものに限る。)

別表第1第2号の表薬事衛生課知事決事項の欄第1号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号中1及び2を削り、3を1とし、4を2とし、5を3とし、同号6中「店舗販売業を除く。」を「配置販売業及び金沢市の区域内に係る卸売販売業に限る。」に改め、同号中6を4とし、7を削り、8を5とし、同号9中「旧法」を「薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)による改正前の薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)」に改め、同号中9を6とし、10を7とし、同号11中「許可」の下に「(金沢市の区域内に係るものに限る。)」を加え、同号中11を8とし、8の次に次のように加える。

- 9 第三十五条第三項ただし書の規定による医薬品営業所管理者の兼務の許可(金沢市の区域内に係るものに限る。)

別表第1第2号の表薬事衛生課知事決事項の欄第1号中12を削り、13を10とし、10の次に次のように加える。

- 11 第三十八条第二項において準用する第十条第一項の規定による配置販売業及び卸売販売業(金沢市の区域内に係るものに限る。)の休廃止等の届出の受理
 12 第四十条の五第一項及び第四項の規定による再生医療等製品の販売業の許可及びその更新(金沢市の区域内に係るものに限る。)
 13 第四十条の六第二項ただし書の規定による再生医療等製品営業所管理者の兼務の許可(金沢市の区域内に係るものに限る。)

別表第1第2号の表薬事衛生課知事決事項の欄第1号14を次のように改める。

- 14 第四十条の七第一項において準用する第十条第一項の規定による再生医療等製品の販売業(金沢市の区域内に係るものに限る。)の休廃止等の届出の受理

別表第1第2号の表薬事衛生課知事決事項の欄第1号中15を削り、16を15とし、15の次に次のように加える。

- 16 第六十九条の二第二項及び第三項の規定による医薬品等の製造販売業者等に対する報告の徴収、立入検査及び不良の疑いのあるものの収去の要請及びその結果の通知の受理

別表第1第2号の表薬事衛生課知事決事項の欄第1号中21を29とし、29の前に次のように加える。

- 27 第七十六条の七の二第一項及び第二項の規定による指定薬物等の広告の中止命令等
 28 第七十六条の七の二第三項の規定による指定薬物等の広告の送信の防止措置の要請

別表第1第2号の表薬事衛生課知事決事項の欄第1号中20を26とし、26の前に次のように加える。

- 22 第七十六条の六第三項の規定による報告
 23 第七十六条の六第四項の規定による通知及び報告
 24 第七十六条の六第五項の規定による報告
 25 第七十六条の六第七項の規定による通知

別表第1第2号の表薬事衛生課知事決事項の欄第1号19中「第七十六条の六」を「第七十六条の六第一項及び第二項」で、「指定薬物」を「指定薬物等」に改め、同号中19を21とし、18の次に次のように加える。

- 19 第七十二条の五第一項の規定による承認前の医薬品等の広告の中止命令等
 20 第七十二条の五第二項の規定による承認前の医薬品等の広告の送信の防止措置の要請

別表第1第2号の表薬事衛生課知事決事項の欄第2号を次のように改める。

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令

- 1 第八十条第二項第一号の規定により知事が行うこととされた法第十二条第一項及び第二項の規定による医薬品等の製造販売業の許可及びその更新
 2 第八十条第二項第二号の規定により知事が行うこととされた法第十九条第一項の規定による医薬品等の製造販売業者の休廃止等の届出の受理
 3 第八十条第二項第二号の規定により知事が行うこととされた法第六十八条の十一の規定による医薬品等の製造販売業者の回収の報告の受理
 4 第八十条第二項第三号の規定により知事が行うこととされた法第十三条第一項、第三項及び第六項の規定による医薬品等の製造業の許可及びその更新並びに許可区分の変更及び追加の許可
 5 第八十条第二項第四号の規定により知事が行うこととされた法第十七条第四項又は第六十八条の十六第二項において準用する法第七条第三項ただし書の規定による医薬品製造管理者及び生物由来製品の製造管理者の兼務の許可
 6 第八十条第二項第四号の規定により知事が行うこととされた法第十九条第二項の規定による医薬品等の製造業者の休廃止等の届出の受理

- 7 第八十条第二項第四号の規定により知事が行うこととされた法第六十八条の十一の規定による医薬品等の製造業者の回収の報告の受理
- 8 第八十条第二項第四号の規定により知事が行うこととされた法第六十八条の十六第一項の規定による医薬品等の製造業者に係る生物由来製品の製造管理者の承認
- 9 第八十条第二項第五号の規定により知事が行うこととされた法第十四条第一項、第九項及び第十項の規定による医薬品等の製造販売の承認等
- 10 第八十条第二項第七号の規定により知事が行うこととされた法第十四条第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)及び第八十条第一項の規定による医薬品等の製造所における適合性調査等
- 11 第八十条第二項第八号の規定により知事が行うこととされた法第十四条の九の規定による化粧品の製造販売の届出及びその変更の届出の受理
- 12 第八十条第三項第一号の規定により知事が行うこととされた法第二十三条の二第二項及び第二項の規定による医療機器等の製造販売業の許可及びその更新
- 13 第八十条第三項第二号の規定により知事が行うこととされた法第二十三条の二の十六第一項の規定による医療機器等の製造販売業者の休廃止等の届出の受理
- 14 第八十条第三項第二号の規定により知事が行うこととされた法第六十八条の十一の規定による医療機器等の製造販売業者の回収の報告の受理
- 15 第八十条第三項第三号の規定により知事が行うこととされた法第二十三条の二の三第二項及び第三項の規定による医療機器等の製造業の登録及びその更新
- 16 第八十条第三項第四号の規定により知事が行うこととされた法第四十条の二第一項、第三項及び第五項の規定による医療機器の修理業の許可及びその更新並びに許可区分の変更及び追加の許可
- 17 第八十条第三項第五号の規定により知事が行うこととされた法第二十三条の二の十四第六項において準用する法第七条第三項ただし書の規定による体外診断用医薬品製造管理者の兼務の許可
- 18 第八十条第三項第五号の規定により知事が行うこととされた法第二十三条の二の十六第二項の規定による医療機器等の製造所等の休廃止等の届出の受理
- 19 第八十条第三項第五号の規定により知事が行うこととされた法第六十八条の十一の規定による医療機器等の製造業者の回収の報告の受理
- 20 第八十条第四項第一号の規定により知事が行うこととされた法第二十三条の二十第一項及び第二項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可及びその更新
- 21 第八十条第四項第二号の規定により知事が行うこととされた法第二十三条の三十六第一項の規定による再生医療等製品の製造販売業者の休廃止等の届出の受理
- 22 第八十条第四項第二号の規定により知事が行うこととされた法第六十八条の十一の規定による再生医療等製品の製造販売業者の回収の報告の受理

別表第一第二号の表薬事衛生課知事専決事項の欄中第23号を第29号とし、同号の前に次の1号を加える。

二十八 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令

- 1 第三条の規定による変更の届出の受理
- 2 第四条の規定による報告の徴収
- 3 第七条の規定による公示
- 4 第十一条第三項の規定による作成した計画及びその変更の届出の受理
- 5 第十二条の規定による変更の届出の受理
- 6 第十三条の規定による休止又は廃止の届出の受理
- 7 第十五条の規定による適合命令
- 8 第十六条の規定による改善命令
- 9 第十九条の規定による報告の徴収
- 10 第二十条第一項の規定による立入検査
- 11 第二十一条の規定による公示

別表第一第二号の表薬事衛生課知事専決事項の欄中第22号を第27号とし、第21号を第26号とし、第20号を第25号とし、同欄第19号1中「第二十一条第三項」を「第二十一条第二項」に改め、「指定製菓衛生師養成施設の」を削り、同号中1を2とし、2の前に次のように加える。

- 1 第二十一条第一項の規定による指定養成施設の変更又は廃止の承認

別表第1第2号の表薬事衛生課知事決事項の欄第19号に次のように加え、同号を同欄第24号とする。

- 3 第二十一条第一項の規定による報告の徴収
- 4 第二十一条第二項の規定による指示

別表第1第2号の表薬事衛生課知事決事項の欄中第18号を第23号とし、第17号を第22号とし、同号の前に次の1号を加える。

二十一 食品衛生法施行令

- 1 第十六条(第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による変更の届出の受理
- 2 第十七条(第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収
- 3 第二十条(第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公示
- 4 第二十四条第三項の規定による作成した計画及びその変更の受理
- 5 第二十五条の規定による変更の届出の受理
- 6 第二十六条の規定による休止又は廃止の届出の受理
- 7 第二十八条の規定による適合命令
- 8 第二十九条の規定による改善命令
- 9 第三十二条の規定による報告の徴収
- 10 第三十三条の規定による立入検査
- 11 第三十四条の規定による公示

別表第1第2号の表薬事衛生課知事決事項の欄中第16号を第20号とし、第15号を第19号とし、同号の前に次の1号を加える。

十八 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令(昭和三十二年政令第二百七十九号)

- 1 第六条第一項の規定による振興計画の変更の認定
- 2 第六条第二項の規定による振興計画の認定の取消し

別表第1第2号の表薬事衛生課知事決事項の欄第14号に次のように加え、同号を同欄第17号とする。

- 2 第五十六条の三第一項の規定による振興計画の認定
- 3 第五十六条の三第四項の規定による報告の受理
- 4 第六十条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査

別表第1第2号の表薬事衛生課知事決事項の欄中第13号を第16号とし、第10号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、第13号の前に次の2号を加える。

十一 理容師養成施設指定規則

- 1 第六条の規定による変更等の承認

十二 美容師養成施設指定規則

- 1 第五条の規定による変更等の承認

別表第1第2号の表薬事衛生課知事決事項の欄中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

三 石川県薬物の濫用の防止に関する条例

- 1 第九条第二項の規定による知事監視製品の指定の告示
- 2 第十条第二項の規定による知事監視製品の指定の失効の告示
- 3 第十一条第二項の規定による知事監視製品の指定の解除の告示
- 4 第十二条第一項及び第二項の規定による知事監視製品の販売等の届出の受理及びその告示
- 5 第十二条第四項の規定による知事監視製品の販売業者に対する説明書の提出の要求
- 6 第十二条第八項から第十項までの規定による知事監視製品の販売業者の変更等の届出の受理及びその告示
- 7 第十四条第一項の規定による誓約書の受理
- 8 第十五条第二項の規定による知事指定薬物の指定の告示
- 9 第十六条第二項の規定による知事指定薬物の指定の失効の告示
- 10 第十八条第一項及び第二項の規定による警告
- 11 第二十条第一項の規定による報告の徴収等
- 12 第二十条第二項の規定による立入調査等

別表第1第2号の表子ども政策課長専決事項の欄第2号1中「(保育所を除く[°])」を削り、同表健康福祉部長専決事項の子育て支援課の欄第2号中8を10とし、7を9とし、6を8とし、5を7とし、同号4中「第七項」を「第十一項」に改め、同号中4を6とし、6の前に次のように加える。

5 第三十四条の十八の二第三項の規定による事業の制限又は停止の命令

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の子育て支援課の欄第2号中3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 第十三条第二項第一号の規定による児童福祉司等を養成する学校その他の施設又は講習会の指定

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の子育て支援課の欄第3号1中「認定[°]いも園」を「幼保連携型認定[°]いも園以外の認定[°]いも園」に改め、同号7中「第十一条第一項」を「第八条第一項」に改め、同号7を同号8とし、同号6中「第十条第三項」を「第七条第三項」に改め、同号6を同号7とし、同号5中「第十条第二項」を「第七条第二項」に改め、同号5を同号6とし、同号4中「第十条第一項」を「第七条第一項」に改め、「認定[°]いも園の」を削り、同号中4を5とし、3を4とし、同号2中「第二条第五項」を「第二条第九項」に、「認定[°]いも園」を「幼保連携型認定[°]いも園以外の認定[°]いも園」に改め、同号中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 第三条第六項の規定による協議

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の子育て支援課の欄第3号に次のように加える。

9 第十七条第一項の規定による幼保連携型認定[°]いも園の設置等の認可

10 第十七条第五項の規定による協議

11 第二十一条の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令

12 第二十二条第一項の規定による認可の取消し

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の子育て支援課の欄第4号を削り、同欄第5号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同号1中「(第三十一条第一項において準用する場合を含む[°])及び」を「」に、「第三十一条第三項」を「第三十一条の六第四項又は第三十一条第四項」に、「並びに」を「、第三十一条の六第一項から第三項まで若しくは第三十一条第一項から第三項まで又は」に改め、同号2中「第十七条」を「第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項」に改め、同号3中「第三十二条第四項」を「第三十一条の七第四項又は第三十三条第五項」に改め、同号を同欄第4号とし、同欄第6号中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、同号1から4までの規定中「第三十八條」を「第三十一条の七又は第三十八條」に改め、同欄中同号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同表子育て支援課長専決事項の欄第1号中15を18とし、14を17とし、13を16とし、12を15とし、15の前に次のように加える。

12 第二十条第五項の規定による療育機関の指定

13 第二十条第八項(母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む[°])の規定による指定療育機関の指定の取消し

14 第二十一条の三第一項の規定による報告の徴収等

別表第1第2号の表子育て支援課長専決事項の欄第2号1中「(保育所を除く[°])」を削り、同欄第5号中1及び2を削り、3を1とし、1の次に次のように加える。

2 第十六条の規定による幼保連携型認定[°]いも園の設置等の届出の受理

3 第十九条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査

別表第1第2号の表子育て支援課長専決事項の欄第5号4中「第七条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同号5中「第八条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同号6中「第八条第一項」を「第三十条第二項」に改め、同欄第6号を削り、同欄第7号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同号1中「第三十二条第四項」を「第三十一条の七第四項又は第三十三条第五項」に改め、同号に次のように加え、同号を同欄第6号とする。

2 第三十一条の二(第三十一条の十において準用する場合を含む[°])の規定による給付金の受給額に相当する金額の徴収

別表第1第2号の表子育て支援課長専決事項の欄第8号中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、同号1から3までの規定中「第三十八條」を「第三十一条の七又は第三十八條」に改め、同欄中第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同表環境部長専決事項の環境政策課の欄第2号8中「第十八條の十八」を「第十八條の十九」に改め、同欄第5号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同号3中「第

二十四条第五項」を「第四十九条第七項」で、「第一種フロン類回収業者等」を「第一種フロン類充填回収業者等」に改め、同号3を同号6とし、同号2中「第二十四条第一項から第四項」を「第四十九条第一項から第六項」で、「第一種フロン類回収業者（3においてこれらを「第一種フロン類回収業者等」）を「第一種フロン類充填回収業者（6においてこれらを「第一種フロン類充填回収業者等」）に改め、同号2を同号5とし、同号1中「第十七条第一項」を「第三十五条第一項」で、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同号中1を4とし、4の語に次のように加える。

- 1 第十八条第一項の規定による第一種特定製品の管理者に対する勧告
- 2 第十八条第二項の規定による第一種特定製品の管理者が勧告に従わなかった旨の公表
- 3 第十八条第三項の規定による第一種特定製品の管理者に対する措置の命令

別表第1第2号の環境部知事決事処の環境政策課の編第6号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の下に「平成十三年法律第六十四号。」を加え、同編第7号中21を22とし、20を21とし、19を20とし、18を19とし、17を18とし、16を17とし、15を16とし、14を15とし、13を14とし、12を13とし、11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、同号2中「第三条第五項」を「第三条第六項」に改め、同号2を同号3とし、同号1中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同号中1を2とし、2の語に次のように加える。

- 1 第三条第一項の規定による指定調査機関の指定

別表第1第2号の環境部知事決事処の環境政策課の編第7号に次のように加える。

- 23 第三十二条第一項の規定による指定調査機関の指定の更新
- 24 第三十六条第三項の規定による指定調査機関に対する業務執行命令又は業務改善命令
- 25 第三十九条の規定による指定調査機関に対する適合命令
- 26 第四十二条の規定による指定調査機関の指定の取消し

別表第1第2号の環境部知事決事処の編第3号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同号13中「第四十四条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、「立入検査」の下に「又は試料の収去」を加え、同号13を同号16とし、同号12中「第四十三条」を「第九十一条」に改め、「第一種フロン類回収業者等に対する」を削り、同号12を同号15とし、同号11中「第二十三条」を「第四十八条」で、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同号11を同号14とし、同号10中「第二十一条第四項」を「第四十七条第四項」で、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同号10を同号13とし、同号9中「第二十一条第三項」を「第四十七条第三項」で、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同号中9を12とし、12の語に次のように加える。

- 11 第四十五条第四項の規定による第一種特定製品廃棄等実施者からの報告の受理

別表第1第2号の環境部知事決事処の編第3号8中「第十六条」を「第三十四条」で、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同号8を同号10とし、同号7中「第十五条第一項」を「第三十二条第一項」で、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同号7を同号9とし、同号6中「第十三条第二項」を「第三十一条第二項」で、「第十一条」を「第二十九条」で、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同号6を同号8とし、同号5中「第十三条第二項」を「第三十一条第二項」で、「第十条」を「第二十八条」で、「第一種フロン類回収業者登録簿」を「第一種フロン類充填回収業者登録簿」に改め、同号5を同号7とし、同号4中「第十二条第二項」を「第三十条第二項」で、「第十一条」を「第二十九条」で、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同号4を同号6とし、同号3中「第十二条第二項」を「第三十条第二項」で、「第十条」を「第二十八条」で、「第一種フロン類回収業者登録簿」を「第一種フロン類充填回収業者登録簿」に改め、同号3を同号5とし、同号2中「第十一条」を「第二十九条」で、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同号2を同号4とし、同号1中「第十条」を「第二十八条」で、「第一種フロン類回収業者登録簿」を「第一種フロン類充填回収業者登録簿」に改め、同号中1を3とし、3の語に次のように加える。

- 1 第十七条の規定による第一種特定製品の管理者に対する指導及び助言
- 2 第二十条第五項の規定によるフロン類算定漏えい量の公表

別表第1第2号の環境部知事決事処の編第5号3中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同号4中「第三条第四項」を「第三条第五項」に改め、同号中18を22とし、17を21とし、16を20とし、同号15中「及び第四項」

を「第四項及び第五項」に改め、同号中15を19とし、19の前に次のように加える。

- 15 第三十五条の規定による指定調査機関の変更の届出の受理
- 16 第三十七条第一項の規定による指定調査機関の業務規程の届出の受理
- 17 第四十条の規定による指定調査機関の廃止の届出の受理
- 18 第四十三条の規定による指定調査機関の指定等の公示

別表第1第2号の表環境部長専決事項の自然環境課の欄第4号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号中25を32とし、24を31とし、31の前に次のように加える。

- 30 第七十五条の二の規定による公務所等への照会

別表第1第2号の表環境部長専決事項の自然環境課の欄第4号23中「第七十五条第二項」を「第七十五条第二項から第四項まで」に改め、23を29とし、22を28とし、21を27とし、20を26とし、19を25とし、18を24とし、17を23とし、16を22とし、15を21とし、14を20とし、13を19とし、12を18とし、11を17とし、10を16とし、9を15とし、8を14とし、7を13とし、6を12とし、5を11とし、4を10とし、10の前に次のように加える。

- 6 第十八条の二の規定による鳥獣捕獲等事業の認定
- 7 第十八条の六第二項の規定による認定鳥獣捕獲等事業者に対する措置命令
- 8 第十八条の七の規定による鳥獣捕獲等事業の変更の認定等
- 9 第十八条の十第二項の規定による鳥獣捕獲等事業の認定の全部又は一部の取消し

別表第1第2号の表環境部長専決事項の自然環境課の欄第4号中3を5とし、5の前に次のように加える。

- 4 第十四条の二第一項の規定による実施計画の策定

別表第1第2号の表環境部長専決事項の自然環境課の欄第4号2を同号3とし、同号1中「第七条第一項」を「第七条の二第一項」に、「特定鳥獣保護管理計画」を「第二種特定鳥獣管理計画」に改め、同号中1を2とし、2の前に次のように加える。

- 1 第四条第一項の規定による鳥獣保護管理事業計画の策定

別表第1第2号の表自然環境課長専決事項の欄第4号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号に次のように加える。

- 22 第七十五条第一項の規定による報告徴収

別表第1第2号の表経済対策課長専決事項の欄第9号中1を削り、2を1とし、同欄第11号5を次のように改める。

- 5 第四十六条第五項の規定による定款の変更の届出の受理

別表第1第2号の表経済対策課長専決事項の欄第11号6を削り、同表農林水産部長専決事項の農業安全課の欄第1号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、同号1中「又は第二項」を削り、同号2中「第十九条の十四第四項」を「第十九条の十四第三項」に改め、同号4中「立入検査」の下に「及び質問」を加え、同欄中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第3号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同欄中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

一 食品表示法

- 1 第六条第一項の規定による指示（健康福祉部長の専決事項を除く。）
- 2 第六条第五項の規定による命令（健康福祉部長の専決事項を除く。）
- 3 第七条の規定による公表（健康福祉部長の専決事項を除く。）
- 4 第八条第一項及び第二項の規定による立入検査又は質問（健康福祉部長の専決事項を除く。）

別表第1第2号の表農業安全課長専決事項の欄第1号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、同号1中「徴収」の下に「及び物件の提出の要求」を加え、同欄中第12号を第13号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第7号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号1中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改め、同欄中同号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

一 食品表示法

- 1 第八条第一項及び第二項の規定による報告の徴収又は物件の提出の要求（健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものを除く。）

2 第十二条第一項の規定による申出の受付及び同条第三項の規定による調査（健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものを除く。）

別表第1第2号の表土木部長専決事項の公園緑地課の欄第3号1中「兼六園の」を削り、同号2中「菱櫓・五十間長屋・橋爪門・続櫓の」を削り、同表土木部長専決事項の建築住宅課の欄第1号中35を65とし、34を64とし、33を63とし、32を62とし、31を61とし、30を60とし、60の前に次のように加える。

- 51 第七十七条の三十五の十六第二項の規定による命令の公示
- 52 第七十七条の三十五の十八第一項の規定による指定構造計算適合性判定機関の業務の休止又は廃止の許可
- 53 第七十七条の三十五の十八第五項の規定による許可の公示
- 54 第七十七条の三十五の十九第二項の規定による指定構造計算適合性判定機関の業務停止等の命令
- 55 第七十七条の三十五の十九第三項の規定による命令の公示
- 56 第七十七条の三十五の二十第一項の規定による指定構造計算適合性判定機関に対する委任の解除
- 57 第七十七条の三十五の二十第二項の規定による委任の解除の公示
- 58 第七十七条の三十五の二十一第一項第三号の規定による必要性の認定
- 59 第七十七条の三十五の二十一第二項の規定による構造計算適合性判定の実施の公示

別表第1第2号の表土木部長専決事項の建築住宅課の欄第1号29中「第七十七条の三十五の十一」を「第七十七条の三十五の十六第一項」に改め、同号中29を50とし、50の前に次のように加える。

- 40 第七十七条の三十五第三項の規定による命令の公示
- 41 第七十七条の三十五の五第一項の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定の公示
- 42 第七十七条の三十五の五第三項の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出の公示
- 43 第七十七条の三十五の六第一項の規定による指定構造計算適合性判定機関の業務区域の増加又は減少の認可
- 44 第七十七条の三十五の六第四項の規定による認可の公示
- 45 第七十七条の三十五の八第一項の規定による指定構造計算適合性判定機関の委任の公示
- 46 第七十七条の三十五の八第四項の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出の公示
- 47 第七十七条の三十五の九第四項の規定による構造計算適合性判定員の解任の命令
- 48 第七十七条の三十五の十二第一項の規定による構造計算適合性判定業務規程の認可
- 49 第七十七条の三十五の十二第三項の規定による構造計算適合性判定業務規程の変更の命令

別表第1第2号の表土木部長専決事項の建築住宅課の欄第1号中28を39とし、39の前に次のように加える。

- 38 第七十七条の三十四第三項の規定による指定確認検査機関の休止又は廃止の届出の公示

別表第1第2号の表土木部長専決事項の建築住宅課の欄第1号中27を37とし、37の前に次のように加える。

- 30 第七十七条の二十一第一項の規定による指定確認検査機関の指定の公示
- 31 第七十七条の二十一第三項の規定による指定確認検査機関の変更の届出の公示
- 32 第七十七条の二十二第一項の規定による指定確認検査機関の業務区域の増加の認可
- 33 第七十七条の二十四第四項の規定による確認検査員の解任の命令
- 34 第七十七条の二十七第一項の規定による確認検査業務規程の認可
- 35 第七十七条の二十七第三項の規定による確認検査業務規程の変更の命令
- 36 第七十七条の三十第一項の規定による監督命令

別表第1第2号の表土木部長専決事項の建築住宅課の欄第1号中26を29とし、25を28とし、24を27とし、23を26とし、22を25とし、21を24とし、20を23とし、19を22とし、18を21とし、17を20とし、16を19とし、15を18とし、14を17とし、17の前に次のように加える。

- 16 第六十条の三第一項ただし書の規定による特定用途誘導地区内における建築物の高さの特例の許可

別表第1第2号の表土木部長専決事項の建築住宅課の欄第1号中13を15とし、12を14とし、11を13とし、10を12とし、9を11とし、8を10とし、7を9とし、6を8とし、5を7とし、4を6とし、3を5とし、5の前に次のように加える。

- 4 第九条第十項（第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による違反建築物等に対する工事の作業停止等の命令

別表第1第2号の表土木部長専決事項の建築住宅課の欄第1号2中「第九条第九項」の下に「（第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）」を、「規定による」の下に「違反建築物等に対する」を加え、同号中2を3とし、1の次に次のように加える。

- 2 第九條第七項(第八十八條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。)の規定による違反建築物等に対する使用制限等の命令

別表第1第2号の表士木部知事決事項の建築住宅課の欄第6号3及び4中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同欄第19号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同欄に次の1号を加える。

二十一 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)

- 1 第九條第一項の規定によるマンション建替組合の設立の認可
- 2 第四十五條第一項の規定によるマンション建替事業の施行の認可
- 3 第五十七條第一項の規定による権利変換計画の認可
- 4 第九十四條第一項及び第三項の規定による管理規約の認可
- 5 第九十七條第一項及び第二項の規定による事業の施行の促進を図るために必要な勧告等又は措置命令
- 6 第九十八條第三項及び第四項の規定による組合施行者の違反者に対する措置命令又は認可の取消し
- 7 第九十九條第一項及び第二項の規定による個人施行者の違反者に対する措置命令又は認可の取消し
- 8 第一百條の規定による買受計画の認定
- 9 第二百十條第一項の規定によるマンション敷地売却組合の設立の認可
- 10 第二百四十四條の規定による分配金取得計画の認可
- 11 第二百六十條第一項及び第二項の規定による事業の施行の促進を図るために必要な勧告等又は措置命令
- 12 第二百六十一條第三項及び第四項の規定による組合施行者の違反者に対する措置命令又は認可の取消し

別表第1第2号の表建築住宅課知事決事項の欄第1号2中「承認」を「認定」に改め、同号に次のように加える。

- 26 第八十六條の八第五項の規定による全体計画に係る措置の命令
- 27 第八十六條の八第六項の規定による全体計画の認定の取消し

別表第1第2号の表建築住宅課知事決事項の欄第2号に次のように加える。

- 4 第三百三十七條の十六第二号の規定による移転の認定
- 5 第二百四十四條の四第一項第一号ホ、第二号及び第三号の規定による接道の認定

別表第1第2号の表建築住宅課知事決事項の欄第6号4及び8号中の表第1中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同号9中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同号12及び16中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同欄第22号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同欄に次の2号を加える。

二十三 マンションの建替え等の円滑化に関する法律

- 1 第十一条第一項及び第三項の規定による事業計画の縦覧又は意見書の受理
- 2 第二十五條第一項の規定によるマンション建替組合の理事長の氏名等の届出の受理
- 3 第三十四條第一項の規定によるマンション建替組合の定款又は事業計画の変更の認可
- 4 第三十八條第四項の規定によるマンション建替組合の解散の認可
- 5 第四十二條の規定による決算報告書の承認
- 6 第五十條第一項の規定による規程若しくは規約又は事業計画の変更の認可
- 7 第五十一條第三項及び第六項の規定による施行者の変動の認可又は届出の受理
- 8 第五十三條第一項の規定による審査委員の選任の承認
- 9 第五十四條第一項の規定によるマンション建替事業の廃止又は終了の認可
- 10 第六十六條の規定による権利変換計画の変更の認可
- 11 第九十八條第五項から第七項までの規定による組合の総会等の招集、解任の投票の実施又は議決等の取消し
- 12 第二百二條第二項の規定による除却の必要性に係る認定
- 13 第四百四條第一項から第三項までの規定による指導等若しくは指示又は公表
- 14 第四百五條第一項の規定による容積率の特例の許可
- 15 第四百十一條第一項の規定による買受計画の変更の認定
- 16 第四百十二條の規定によるマンション敷地売却決議の届出の受理
- 17 第四百十四條第一項から第三項までの規定による報告の徴収若しくは勧告又は公表
- 18 第二百二十五條第三項の規定によるマンション敷地売却組合の理事長の氏名等の届出の受理
- 19 第三百二十四條第一項の規定によるマンション敷地売却組合の定款又は資金計画の変更の認可

20 第百三十七条第四項の規定によるマンション敷地売却組合の解散の認可

21 第百六十一条第五項から第七項までの規定による組合の総会等の招集、解任の投票の実施又は議決等の取消し

二十四 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令(平成十四年政令第三百六十七号)

1 第十六条の規定による審査委員の解任の承認

別表第1第2号の表任務別審査委員の職務事項のうち「出納室検査担当課長専決事項」を「出納室検査課長専決事項」に改める。

別表第2保健所長の項第14号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号8中「による」の下に「薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業、医薬品の販売業(卸売販売業に限る。)」を加え、「又は賃貸業」を「若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業」に改め、同号8を同号18とし、同号7中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同号7を同号17とし、同号6中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同号6を同号16とし、同号5中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同号5を同号15とし、同号4中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同号4を14とし、14の前に次のように加える。

12 第四十条の五第一項及び第四項の規定による再生医療等製品の販売業の許可及びその更新

13 第四十条の六第二項ただし書の規定による再生医療等製品営業所管理者の兼務の許可

別表第2保健所長の項第14号3中「第十条」を「第十条第一項」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号3を同号11とし、同号2中「第三十九条の三」を「第三十九条の三第一項」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号2を10とし、10の前に次のように加える。

9 第三十九条の二第二項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者の兼務の許可

別表第2保健所長の項第14号1中「及び賃貸業」を「又は貸与業」に改め、同号1を8とし、8の前に次のように加える。

1 第四条第一項及び第四項の規定による薬局開設の許可及びその更新

2 第七条第三項ただし書の規定による薬局の管理者の兼務の許可

3 第十条第一項及び第二項の規定による薬局の休廃止等の届出の受理

4 第二十四条第二項の規定による医薬品の販売業(卸売販売業に限る。)の許可の更新

5 第二十四条第一項の規定による卸売販売業の許可

6 第三十五条第三項ただし書の規定による医薬品営業所管理者の兼務の許可

7 第三十八条第二項において適用する第十条第一項の規定による卸売販売業の休廃止等の届出の受理

別表第2保健所長の項第15号中「薬事法施行細則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則」に改め、同号1を3とし、3の前に次のように加え、同号を同号第16号とする。

1 第三条第二項の規定による兼務許可証の交付

2 第三条第三項の規定による届出の受理

別表第2保健所長の項第14号の次に次の1号を加える。

十五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令

1 第八十条第一項第一号の規定により知事が行うこととされた医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下この号において「法」という。)第十二条第一項及び第二項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可及びその更新

2 第八十条第一項第一号の規定により知事が行うこととされた法第十四条第一項、第九項及び第十項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認及びその変更の承認又は届出の受理

3 第八十条第一項第二号の規定により知事が行うこととされた法第十三条第一項、第三項及び第六項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可及びその更新並びに許可区分の変更及び追加の許可

4 第八十条第一項第三号の規定により知事が行うこととされた法第十四条の九の規定による薬局製造販売医薬品の届出及びその変更の届出の受理

5 第八十条第一項第四号の規定により知事が行うこととされた法第十七条第四項において適用する法第七条第三項ただし書の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の医薬品製造管理者の兼務の許可

6 第八十条第一項第四号の規定により知事が行うこととされた薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係る法第十九条の規定による休廃止等の届出の受理

7 第八十条第一項第四号の規定により知事が行うこととされた薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係る法第

六十八条の十一の規定による回収の報告の受理

別表第2家畜保健衛生所長の項第1号中「兼事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号3及び4中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号5中「第十条」を「第十条第一項」で、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同表農林総合事務所長の項第14号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号1中「規定による鳥獣」の下に「の管理(鳥獣)を、被害の防止の下に(に限る。)」を加え、同号5中「交付」の下に「(認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。)」を加え、同表土木総合事務所長の項第42号1中「第八十七条の二第一項」を「第八十七条の二」で、「承認」を「認定」に改め、同号2中「第十八条第八項第一号」を「第十八条第十四項第一号」で、「承認」を「認定」に改め、同項第48号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同表金沢城・兼六園管理事務所長の項第2号4中「兼六園の」を削り、同号5中「菱櫓・五十間長屋・橋爪門統櫓の」を削り、同項第3号1中「兼六園の」を削り、同号2中「菱櫓等の」を削る。

別表第3第2号中「出納室出納担当課長」を「出納室出納課長」に改め、同表第4号中「出納室担当課長」を「出納室課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1第2号の表環境部長専決事項の自然環境課の欄第4号の改正規定、同表自然環境課長専決事項の欄第4号の改正規定及び別表第2農林総合事務所長の項第14号の改正規定は、同年5月29日から、別表第1第2号の表土木部長専決事項の建築住宅課の欄第1号の改正規定(同号17の前に次のように加える部分、同号29中「第六十七條の三十五の十」を「第六十七條の三十五の十次第一項」に改める部分、同号50の前に次のように加える部分(同号40に係る部分を除く。)及び同号60の前に次のように加える部分に限る。)、同表建築住宅課長専決事項の欄第1号2の改正規定及び同欄第2号に次のように加える改正規定(同号4に係る部分に限る。)は、同年6月1日から施行する。

